

（騒音関係）金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>（飲食店営業）</u></p> <p>第20条 条例第57条に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業_____のうちの、客席を設けて行う営業（以下「<u>飲食店営業</u>」という。）とする。</p> <p>2 条例第57条に規定する規則で定める基準は、別表第5に掲げる基準とする。</p> <p>（深夜における音響機器の使用制限地域等）</p> <p>第21条 条例第58条に規定する規則で定める地域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 別表第5に規定する区域の区分のうち、第1種区域及び第2種区域</p> <p>(2) 別表第5に規定する区域の区分のうち、第3種区域内における<u>飲食店営業</u>の営業施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所又は住宅に隣接するものに限る。）の敷地の区域</p> <p>2 条例第58条に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。</p> <p>(1) カラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）</p> <p>(2) 音響再生装置（録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。）</p> <p>(3) 楽器</p> <p>(4) 拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡</p>	<p><u>（飲食店営業等）</u></p> <p>第20条 条例第57条に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業<u>及び同条第2号に規定する喫茶店営業</u>のうちの、客席を設けて行う営業（以下「<u>飲食店営業等</u>」という。）とする。</p> <p>2 条例第57条に規定する規則で定める基準は、別表第5に掲げる基準とする。</p> <p>（深夜における音響機器の使用制限地域等）</p> <p>第21条 条例第58条に規定する規則で定める地域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 別表第5に規定する区域の区分のうち、第1種区域及び第2種区域</p> <p>(2) 別表第5に規定する区域の区分のうち、第3種区域内における<u>飲食店営業等</u>の営業施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所又は住宅に隣接するものに限る。）の敷地の区域</p> <p>2 条例第58条に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。</p> <p>(1) カラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）</p> <p>(2) 音響再生装置（録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。）</p> <p>(3) 楽器</p> <p>(4) 拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡</p>

大させる装置をいう。)

別表第5（第20条関係）

飲食店営業に係る音量の基準

時間の区分 区域の区分	午後7時から午後10時 まで	午後10時から翌日の午前 6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 デシベルの定義及び騒音の測定は、別表第3のその5の備考第1項及び第2項に定めるところによる。
- 2 騒音の測定点は、**飲食店営業**の営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が騒音規制地域を区分して定める区域とする。

大させる装置をいう。)

別表第5（第20条関係）

飲食店営業等に係る音量の基準

時間の区分 区域の区分	午後7時から午後10時 まで	午後10時から翌日の午前 6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 デシベルの定義及び騒音の測定は、別表第3のその5の備考第1項及び第2項に定めるところによる。
- 2 騒音の測定点は、**飲食店営業等**の営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
- 3 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が騒音規制地域を区分して定める区域とする。

（土壌関係）金沢市環境保全条例施行規則（平成10年規則第3号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>（土壌の汚染の基準）</p> <p>第19条 条例第50条第1項に規定する規則で定める基準は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第4及び別表第5に掲げる基準とする。</p> <p>（飲食店営業等）</p> <p>第20条 条例第57条に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業及び同条第2号に規定する喫茶店営業のうち、客席を設けて行う営業（以下「飲食店営業等」という。）とする。</p> <p>2 条例第57条に規定する規則で定める基準は、別表第4に掲げる基準とする。</p> <p>（深夜における音響機器の使用制限地域等）</p> <p>第21条 条例第58条に規定する規則で定める地域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 別表第4に規定する区域の区分のうち、第1種区域及び第2種区域</p> <p>(2) 別表第4に規定する区域の区分のうち、第3種区域内における飲食店営業等の営業施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所又は住宅に隣接するものに限る。）の敷地の区域</p> <p>2 条例第58条に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。</p> <p>(1) カラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）</p>	<p>（土壌の汚染の基準）</p> <p>第19条 条例第50条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第4 _____ _____に掲げる基準とする。</p> <p>（飲食店営業等）</p> <p>第20条 条例第57条に規定する規則で定める営業は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業及び同条第2号に規定する喫茶店営業のうち、客席を設けて行う営業（以下「飲食店営業等」という。）とする。</p> <p>2 条例第57条に規定する規則で定める基準は、別表第5に掲げる基準とする。</p> <p>（深夜における音響機器の使用制限地域等）</p> <p>第21条 条例第58条に規定する規則で定める地域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 別表第5に規定する区域の区分のうち、第1種区域及び第2種区域</p> <p>(2) 別表第5に規定する区域の区分のうち、第3種区域内における飲食店営業等の営業施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所又は住宅に隣接するものに限る。）の敷地の区域</p> <p>2 条例第58条に規定する規則で定める音響機器は、次に掲げる音響機器とする。</p> <p>(1) カラオケ装置（ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。）</p>

(2) 音響再生装置（録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。）

(3) 楽器

(4) 拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡大させる装置をいう。）

（拡声機の使用制限区域等）

第22条 条例第60条第1項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2 条例第60条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 午後8時から翌日の午前9時まで（移動式店舗に設置して拡声機を使用する場合にあっては、午後11時から翌日の午前7時まで）の間は、拡声機を使用しないこと。

(2) 地上7メートル以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと。

(3) 拡声機から発生する音量は、**別表第5**に掲げる音量の基準を超えないこ

(2) 音響再生装置（録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。）

(3) 楽器

(4) 拡声装置（マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を拡大させる装置をいう。）

（拡声機の使用制限区域等）

第22条 条例第60条第1項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

(3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2 条例第60条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 午後8時から翌日の午前9時まで（移動式店舗に設置して拡声機を使用する場合にあっては、午後11時から翌日の午前7時まで）の間は、拡声機を使用しないこと。

(2) 地上7メートル以上の箇所においては、拡声機を使用しないこと。

(3) 拡声機から発生する音量は、**別表第6**に掲げる音量の基準を超えないこ

と。

(4) 移動して拡声機を使用する場合にあっては、1地点に停止して連続5分間以上使用しないこと。

(削る)

と。

(4) 移動して拡声機を使用する場合にあっては、1地点に停止して連続5分間以上使用しないこと。

別表第4（第19条関係）

土壌の汚染の基準

特定有害物質の種類	溶出量に関する基準	含有量に関する基準	全量に関する基準
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム150ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきカドミウム9ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。	—
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。		
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又はCAT）	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	—	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。	—
N, N-ジエチル	検液1リットル	—	—

	<u>チオカルバミン酸S—4—クロロベンジル（別名チオペンカルブ又はペンチオカーブ）</u>	<u>につき0.02ミリグラム以下であること。</u>		
	<u>四塩化炭素</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>	—	—
	<u>1, 2—ジクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。</u>	—	—
	<u>1, 1—ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）</u>	<u>検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。</u>	—	—
	<u>1, 2—ジクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。</u>	—	—
	<u>1, 3—ジクロロプロペン（別名D—D）</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>	—	—
	<u>ジクロロメタン（別名塩化メチレン）</u>	<u>検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</u>	—	—
	<u>水銀及びその化合物</u>	<u>検液1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が</u>	<u>土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。</u>	<u>土壌1キログラムにつき水銀3ミリグラム以下であること。</u>

	検出されないこと。		
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。	—
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—	—
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	—	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	—	—
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。	—	—
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき鉛600ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素150ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつき砒素50ミリグラム以下であること。

		と。	
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。	—
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	—	—
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素1ミリグラム以下であること。	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。	—
ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）	検液中に検出されないこと。	—	—
有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベン	検液中に検出されないこと。	—	—

	<p><u>ゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）</u></p> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 土壤の汚染の測定方法は、溶出量に関する基準については土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）によるものとし、含有量に関する基準については土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）によるものとし、全量に関する基準については環境省が定める土壤及び地下水の汚染に係る調査及び対策に関する指針及び運用の基準によるものとする。</u></p> <p><u>2 表中「検液中に検出されないこと」とは、前項の測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</u></p>
--	--